

現 行				改 正 案		
目次				目次		
前文				前文	(現行)	(新)
第1章 総則				第1章 総則		
(目的)	第1条			(目的)	第1条	第1条
(用語の定義)	第2条	※第4号		(用語の定義)	第2条	第2条 (改)
(基本理念)	第3条			(基本理念)	第3条	第3条 (改)
(自治の基本原則)	第4条	※				
(この条例の位置付け・体系化)	第5条			(この条例の位置付け・体系化)	第5条	第4条
第2章 情報の共有				第2章 各主体の責務等		
(情報共有の原則)	第6条			第1節 市民		
(市の責務)	第7条			(市民の権利)	第12条	第5条
(市民の知る権利)	第8条			(市民の知る権利)	第8条	第6条 (改)
(出資法人等の情報公開)	第9条			(市民の責務)	第13条	第7条
(情報の収集及び管理)	第10条					
(個人情報の保護)	第11条			第2節 市議会		
(意思決定過程の情報共有)	第11条の2			(市議会の役割と責務)	第38条～第41条	第8条
第3章 市民の参加				第3節 市		
第1節 市民参加の権利と責務				(市の役割と責務)	第14条	第9条 (改)
(まちづくりに参加する権利)	第12条			(市長の責務)	第44条・第42条第2項	第10条
(まちづくりの参加における市民の責務)	第13条			(職員の責務)	第45条	第11条 (改)
(まちづくりにおける市の役割と責務)	第14条					
				第3章 協働によるまちづくり		
				第1節 住民自治		
				(住民自治)	第21条	第12条 (改)
				(住民自治に関する役割等)	第22条・第23条	第13条 (改)
				(住民自治協議会)	第24条	第14条 (改)
				第2節 情報の共有		
				(情報共有の原則)	第6条	第15条
				(情報の公開)	第7条・第9条	第16条
				(情報の収集及び管理)	第10条	第17条
					第11条	第18条
				(意思決定過程の情報共有)	第11条の2	第19条
				(議会の情報共有と市民参加)	第40条	第20条
				第3節 市民参加		
第2節 市民参加の制度保障				(計画策定における市民参加)	第15条・第16条	第21条 (改)
(計画策定における市民参加の原則)	第15条	※第2項				
(計画策定における市民参加の方法)	第16条					
(審議会等への市民参加)	第17条			(審議会等への市民参加)	第17条	第22条
(条例制定における市民参加)	第18条	※第3・4項		(条例制定における市民参加)	第18条	第23条 (改)
第3節 市民投票						
(市民投票の原則)	第19条			(市民投票)	第19条・第20条	第24条 (改)
(市民投票の実施)	第20条					
第4章 住民自治のしくみ						
第1節 住民自治						
(住民自治の定義)	第21条	※第2項				
(住民自治に関する市民の役割)	第22条					
(住民自治に関する市の役割)	第23条					
第2節 住民自治協議会						
(住民自治協議会の定義・要件)	第24条	※ (要件)				
(住民自治協議会の設置)	第25条	※				
(住民自治協議会の権能)	第26条	※				
(住民自治協議会への支援)	第27条	※				
(地域まちづくり計画)	第28条	※				
第3節 地域振興委員会						
(地域振興委員会の設置)	第29条	※				
(地域振興委員会の所掌事務)	第30条	※				
(地域振興委員会の委員の任命等)	第31条	※				
—	第32条	削除	—			

第4節 住民自治地区連合会					
(住民自治地区連合会の設置)	第33条	※			
(住民自治地区連合会の所掌事務)	第34条	※			
(住民自治地区連合会の委員の任命等)	第35条	※			
第5節 住民自治活動を補完する機構					
(住民自治活動を支援する機関の設置)	第36条	※			
(住民自治活動を補完する行政機関の設置)	第37条	※			
第5章 議会の役割と責務					
(議会の役割と権限)	第38条	※第3項			
(議会の責務)	第39条	※第2～4項			
(議会の情報共有と市民参加)	第40条				
(議員の責務)	第41条	※			
第6章 行政の役割と責務			第4章 市政運営		
第1節 行政の責務			第1節 行政運営		
(行政の役割と権限)	第42条	※第1・3項	(市の責務)	第43条	第25条
(市の責務)	第43条				
(市長の責務)	第44条				
(職員の責務)	第45条				
第2節 行政運営の方針					
(執行体制の方針)	第46条		(執行体制の整備)	第46条	第26条
(法務体制)	第47条		(法務体制)	第47条	第27条
(人材育成)	第48条		(人材育成)	第48条	第28条
(公益通報)	第49条		(公益通報)	第49条	第29条
(意見等への対応)	第50条		(意見への対応)	第50条	第30条
第3節 財務			第2節 財務		
(財政運営の基本方針)	第51条		(財政運営の基本方針)	第51条	第31条
(財政基盤の強化)	第52条		(財政基盤の強化)	第52条	第32条
(予算編成、予算施行)	第53条		(予算編成、予算執行)	第53条	第33条
(財産管理)	第54条		(財産管理)	第54条	第34条
(財政状況の公表)	第55条		(財政状況の公表)	第55条	第35条
第4節 評価			第3節 評価		
(行政評価)	第56条		(行政評価)	第56条	第36条
(外部監査)	第57条	※			
第7章 条例の見直し			第5章 条例の見直し		
(この条例の検討及び見直し)	第58条		(この条例の検討及び見直し)	第58条	第37条
			＜新たな項目（案）＞		
			●（総合計画）		新規
			●（子どもの権利）		新規
			●（多文化共生・国際交流）		新規
			●（事業者の役割及び責務）		新規
					など